

お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。

the Heartful OAG

Vol. 225 2024.1

- 02 太田孝昭が語る元気になる言葉・春夏秋冬
あけましておめでとうございます
- 03 お取引先様紹介
- 04 OAGミーティング
- 06 新たな広告戦略を立てる際に気を付けること！
ステマ広告規制について
- 08 令和6年から義務化！
今話題の電子帳簿保存法の実務上のポイントとは！
電子帳簿保存法の改正における
実務対応について
- 10 OAG BOOK SHELF
あなたが独りで倒れて困ること30
- 11 安のカメラ紀行
みちのく紀行～津軽編～
- 12 新刊書籍／セミナーレポート



チャレンジが、明日を変える。



コーポレートサイトで
PDFファイルを
ご覧いただけます



元気な
経営の
ワンポイント!

太田孝昭が語る

元気になる言葉

春夏秋冬

あけましておめでとうございます

昨年は事務所開設35年を迎えることが出来ました。これも一重にお客様のご支援があったからこそ、肝に銘ずるとともに、感謝申し上げます。

さて本年は、我々(OAGグループ)は「社員(個)が成長する」「社員のチームワークを強化する」「総合力を高める」ことで「プラスアルファの貢献をする」ことを目標にして参ります。この様に言葉で言っても、実行となるととても難しい。「個の成長」のために会社が出来るとは、正しい評価、適材適所、職場の雰囲気づくり、福利厚生等が考えられますが、どれをとっても難しいことです。ただし不断の努力は必要なのです。努力をして参ります。

「チームワーク」は心掛け次第で出来るのだと思います。そもそも人間は社会的な動物だからです。しかし、チームワークは些細なことで壊れます。壊れない様に見守る必要があるのです。見守っていきます。

最後の「総合力を高める」これこそが仕組み化が必要な理由です。チームワークが良いからと言って必ずしも成果に結びつかないことも多くあります。総合力を高めるには価値観の共有、目指す姿(コーポレートアイデンティティ)の共有、分かりやすい目標の共有が必要です。

我々OAGは、グループスローガンに『チャレンジが、明日を変える。』、パーパスに『お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。』を掲げました。言葉ではなく実行することで、大きいことを最大の利点として、皆様の「カチ」向上にチャレンジして参ります。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

令和六年一月

太田 孝昭



年頭のご挨拶動画
こちらよりご覧いただけます





お取引先様紹介

基調講演

人生で一番大事な事

講師プロフィール
河口湖音楽と森の美術館 代表
キャピタル・アドバイザー株式会社 会長
平林 良仁 様



このたび、当社グループの本店（東京）で社員向けの研修会（2023年11月13日）を実施いただきました。

テーマは「人生で一番大事な事」という内容で、平林様ご自身の歩まれてきた人生の中でのさまざまな貴重なエピソードも交えてご講演をいただきました。

ビジネスにおいてもプライベートにおいても明確な目標を持って、それを達成するための考え方や働く上で欠かせない健康に関する内容なども盛り込まれました。

当日はウェブをつうじて聴講した各支店メンバーも



含めると約 400 名となりましたが、多くのメンバーがとてもよい刺激を受けて、今後の人生にとってとてもためになる内容となりました。

目標 → 潜在意識の力

顕在意識
(ふだんの意識)

10分の1

水面

潜在意識
(気がつかない意識)

10分の9

- ① 願いをイメージする
- ② 明確な目標を声に出して反復継続
- ③ イメージ化は発展的に肯定的に
- ④ 信じて疑わない

思っていることは、実現される **潜在能力の活かし方**

ビジネスにおいてはさまざまな組織の立ち上げなどを含めて成功に導き、現在は山梨県の河口湖ほとりに佇む、「河口湖 音楽と森の美術館」の代表も務められております。美術館からは雄大な富士山の景色を望ことができ、中世ヨーロッパの街並みが特長的です。また、世界的に貴重なオルゴールや自動演奏楽器、世界最大規模のダンスオルガンの演奏が楽しめる美術館でもあります。

その他にも世界文化遺産である富士山との関りについては、世界文化遺産になる前に抱えていたゴミ問題解決にもご尽力され、また「富士山を世界遺産にする国民会議」を設立して、富士山が世界文化遺産になるための活動にも貢献されました。

河口湖 音楽と森の美術館

〒401-0304 山梨県南都留郡富士河口湖町河口3077-20

絶景の富士山と共に、河口湖の畔に佇む当美術館では、貴族たちが愛したオルゴールや、自動演奏楽器による心癒される音楽を、時代を越えてお楽しみいただけます。また、美しい庭園と豊かな自然、そして心を癒す音楽と共に、小さなヨーロッパ旅行をお楽しみいただけます。

オフィシャル
サイトはこちらより 動画はこちらより



2023年
12月8日開催

AGミーティング

一昨年まではマスク姿が目立っていましたが、ようやくマスク無しで総勢400名を超える社員が集結できるようになり、創業35周年の節目となった2023年最後の締めくくりとして実施いたしました。事業規模を拡大し、新たな人材登用にも注力していくと共に今回の周年を機に、スローガンに込められた言葉の意味を見直し、新たにパーパス(存在意義)、バリューズ(価値観)も決めました。また、40周年に向けた新たな取り組みについて共有する機会となりました。



OAGグループ代表 太田孝昭

基調講演 社外取締役 可部哲生 様

東京大学大学院法学政治学研究科(IBC)客員教授
弁護士・ニューヨーク州弁護士・米国公認会計士

「税務行政の将来像」というテーマで大きく、①デジタル・トランスフォーメーション、②税務に関するコーポレート・ガバナンスの充実、③国際課税という3つの内容でご講演いただきました。



創業40周年に向けて『これからの5年で目指すこと』 ビジョン実現に向けた4つの戦略

- ①成長戦略 ②経営管理高度化 ③推進体制強化 ④人事制度改革



㈱OAG 取締役
太田隆介



㈱OAG 取締役
今井基喜



㈱OAG 取締役
田中繁明



㈱OAG 取締役
田中晋平



㈱OAGコンサルティング
トータルサービス部 取締役部長
平田実



㈱OAGライフサポート 代表取締役
黒澤史津乃



OAG弁護士法人 代表弁護士
清水陽介



㈱OAGアウトソーシング 相続支援業務部
飯島正博

New Slogan
スローガン(合言葉)

「チャレンジが、
明日を変える。」

New Five Values
5つのバリューズ
(価値観)

【チャレンジ】
半歩先を見つめた
チャレンジが、未来を拓く。

【スピード】
お客様の「潜在ニーズ」を発見し、
スピード感をもって成長を支援する。

New Purpose
パーパス(存在意義)

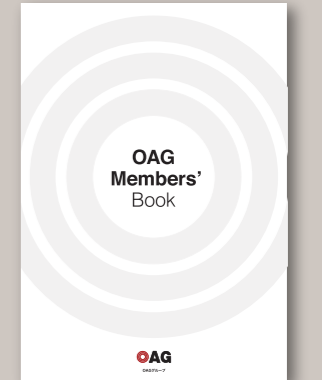
お客様に期待以上の「カチ」を。
すべてのステークホルダーに幸せを。

【とがりとつなぎ】
一人精鋭の「とがり」と、
オールOAGの「つなぎ」を大切に。

【自立・誠実】
自立した行動と誠実な心で、
ステークホルダーとの信頼を築く。

【幸せ】
一人ひとりが輝く場をつくり、
メンバーと家族の健康・幸せを実現する。

当日会場でグループの
全メンバーに配られた
OAG Members' Book



グループ代表の太田孝昭が広報誌でこれまで連載してきた、200以上のコラムから「5つのバリューズ」と連動するコラムを掲載。

OAGチャレンジアワード

前回同様に自薦型と他薦(推薦)型を設け、人材育成の意識づけを高めると共にメンバーのスキルアップを図ることを目的にしました。自薦型は4チーム、推薦型は15チームがノミネートされ、各賞が決まりました。

自薦部門



最優秀賞
相続業務一元管理システム(TYS)の構築
OAG税理士法人 高木悠佑



優秀賞
提案書自動作成ツール
㈱OAGアウトソーシング 新見健



優秀賞
商品・サービス・営業セクション企画
㈱OAGアウトソーシング 山下拓也

他薦部門



最優秀賞
税制改正PJ
OAG税理士法人 山下大樹



優秀賞
FOODGYMのチーム再構築
㈱FOODOAG 齋藤朱里



優秀賞
「ALL OAG」を体現したPJ(インナーブランディングPJ)
㈱OAG 井上佳奈子

特別賞 Thanks card活用



㈱OAGアウトソーシング (左より、鈴木、尾崎、大谷)

昨年4月より導入した「Thanks & Goodjob card」をより多く贈り合い、コミュニケーション向上を意識したOAGアウトソーシングの皆さんが特別賞を受賞しました!

懇親会



ミーティングの後は、恒例の懇親会で盛り上がりました。

新たな広告戦略を立てる際に気を付けること!

ステマ広告規制について

近年インターネット広告市場は拡大しており、インターネット広告、特にSNSを使った広告を検討する企業も多いと思います。一方で、2012年に問題となった芸能人が実際には落札していないのに、いかにも落札したかのように装って、ペニーオークションサイトを紹介していたとするペニーオークション詐欺事件をはじめ、広告主が自らの広告であることを隠したまま広告を行ういわゆるステルスマーケティングが問題となっています。



OAG弁護士法人
弁護士 石川 颯人

そのような状況の中、令和5年3月28日付けで内閣総理大臣が、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」を不当表示(景表法5条3号)として指定し(内閣府告示19号)、当該告示が令和5年10月1日から施行されましたので、本稿では、ステマ広告規制についてご説明いたします。

1. ステマ広告規制の必要性について

景品表示法は、「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為」を規制することを目的としています。一般消費者は、事業者の表示であると認識すれば、表示内容に、ある程度の誇張・誇大が含まれることはあり得ると考え、商品選択の上でそのことを考慮に入れる一方、実際には事業者の表示であるにもかかわらず、第三者の表示であると誤認する場合、その表示内容にある程度の誇張・誇大が含まれることはあり得ると考えないことになり、この点において、一般消費者の商品選択における自主的かつ合理的な選択が阻害されるおそれがあります。

そのため、一般消費者に事業者の表示ではないと誤認される、又は誤認されるおそれがある表示は、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示として規制されることになりました。

企業名が表示されている

インフルエンサー

消費者: 企業の広告ならちょっと誇張されてたりするわよね

企業名が表示されていない

インフルエンサー

消費者: ステキ!

2. 規制対象となる表示について

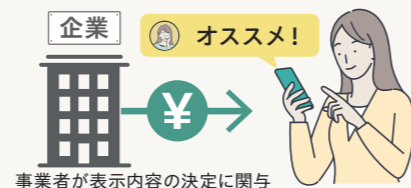
「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」とは、①事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であるにもかかわらず、②事業者の表示であることを明瞭にしないことなどにより、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難となる表示をいうとされています(内閣府告示19号運用基準参照)。

①については、事業者が表示内容の決定に関与したと認められる場合には、事業者の表示であると認定されます。例えば、事業者がインフルエンサー等にSNSへの投稿を明示的に依頼はしないものの、インフルエンサー等に投稿すれば今後取引が実現するかもしれませんと伝えて投稿をさせる場合も、事業者が表示内容の決定に関与したとして事業者の表示に該当します。一方で、事業者からインフルエンサー等に商品又は役務が無償提供され、明示的に投稿を依頼したとしても、インフルエンサー等が自由に投稿を行うことができる場合には、事業者の表示には該当しません。

②については、一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているかによって判断されます。「広告」、「宣伝」、「PR」などを記載していたとしても、その表示が小さい、埋もれているなどの場合は、明瞭であるとは認められないので、注意が必要です。

一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示に該当する案件

- 1 事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であること



- 2 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であること



3. ステマ広告規制に違反した場合

「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」を行った場合には、景表法5条3号に違反することになりますので、排除措置命令が課されることとなります(同法7条)。排除措置命令に違反した場合には、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金(若しくはその両方)に処される可能性があります(同法36条1項)。

また、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」に加えて、優良誤認表示(実際のものよりも著しく優良である又は事実と相違して競争関係にある事業者に係るものよりも著しく優良であると示すもの)又は有利誤認表示(実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるもの又は競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるもの)であると認定された場合には、排除措置命令に加えて課徴金納付命令が課されることとなります(同法8条)。

国

企業

排除措置命令の例

- ・違反した表示の差止め
- ・違反したことを一般消費者に周知すること
- ・再発防止策を講じること

4. 企業として求められる対応

以上に記載したとおり、不当表示を行った場合には、厳しいペナルティが課されることとなります。知らなかったでは済まされません。

景表法では、事業者は、不当表示等の未然防止の観点から、不当表示等を起こさない体制整備を行うことが義務付けられています(景表法26条)。SNS等で第三者(インフルエンサー等)に直接広告の依頼を行いやすくなっている昨今においては、景表法の遵守の意識がより求められていると考えられます。

新たに広告を行うことを検討していた企業さまにおいては、一度景表法上の規制を確認し、社内で必要な措置の構築、見直し等を検討してみてもはいかがでしょうか。

消費者庁HP「令和5年10月1日からステルスマーケティングは景品表示法違反となります。」もご確認いただければと思います。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/stealth_marketing/



消費者庁HP

必要な措置の例

(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針より抜粋)

- 1 景表法の考え方の周知、啓発
- 2 法令遵守の方針等の明確化
- 3 表示等に関する情報の確認
- 4 表示等に関する情報の共有
- 5 表示等を管理するための担当者等を定めること
- 6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
- 7 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

OAG弁護士法人は、豊富なノウハウを持つ弁護士集団です

OAG弁護士法人は、個性豊かな弁護士がお客さまに積極的に寄り添い、円滑な企業経営を促進するために様々なお手伝いを行っております。ご不安なことがございましたら、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
OAG弁護士法人
Tel. **03-3234-9700**

ホームページ



令和6年から義務化!今話題の電子帳簿保存法の実務上のポイントとは!

電子帳簿保存法の改正における実務対応について

「電子帳簿保存法」について、令和6年1月1日からは電子取引データの紙保存の猶予期間が終わり、電子データ保存の義務化が始まる等、本格的に運用が始まります。今回は電子帳簿保存法の大まかな内容と押さえるべきポイントをピックアップして、解説をさせていただきます。



OAG税理士法人
タックスアドバイザー第二部
佐野 亮

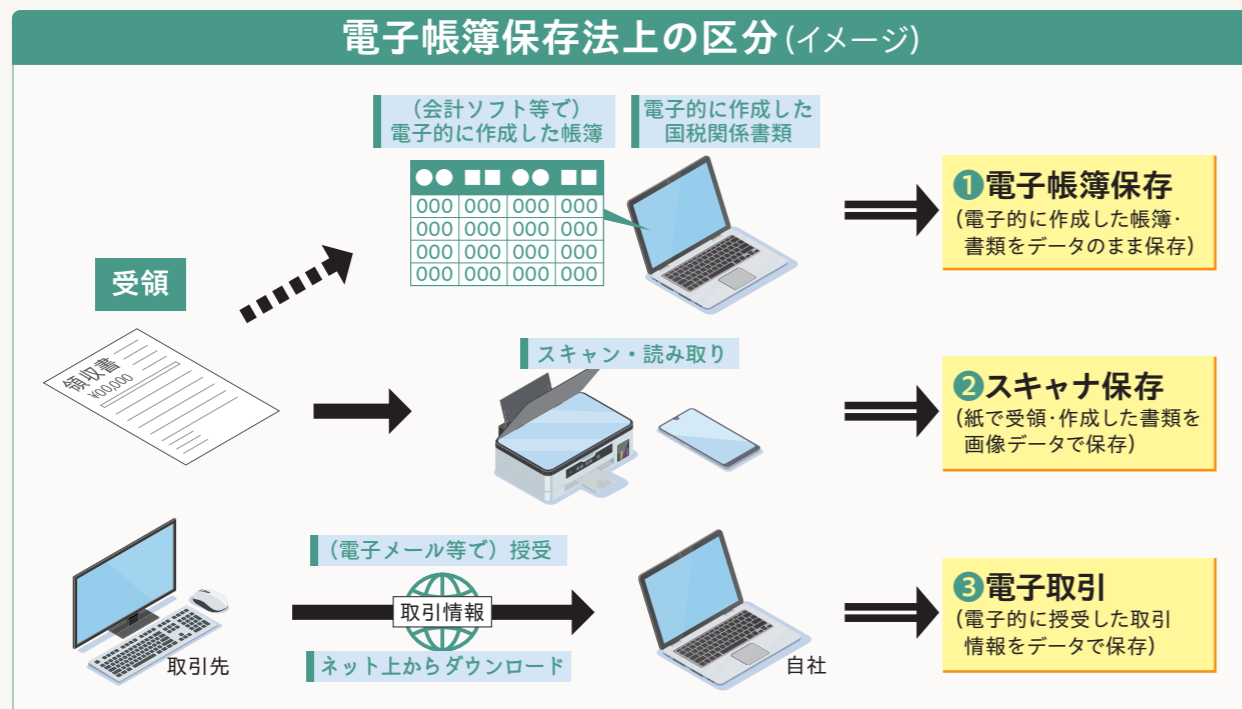
1. 電子帳簿保存法とは

従来各税法において、帳簿関係書類は原則紙で保存するものとしておりました。しかし昨今のDX化、ペーパーレス化の中で、紙保存の義務自体がそぐわないものとなり、保存方法を見直すこととなりました。

2. 電子帳簿保存法上の区分

電子帳簿保存法では電子データでの資料の保管は受領方法や書類の種類により、下記の3種類に分けられます。

- ① 電子帳簿保存
- ② スキャナ保存
- ③ 電子取引



① 電子帳簿保存

電子帳簿保存とは、ご自身のパソコン等で作成している帳簿や税務関係書類を電子データのまま保存することです。これは、現状パソコンで作成している請求書等の証憑やパソコンに導入されている会計ソフト等で作成した総勘定元帳等が該当します。また、優良な電子帳簿に該当する場合は後で税務調査等で過少申告が判明した場合に、過少申告加算税が5%軽減されます。この優良な電子帳簿に該当するためには届出書を提出した上で一定の要件を満たす必要がありますが、この要件の殆どは現在市販されている会計ソフトの大半が満たしています。

会計ソフトに関する要件以外では、会計ソフトのインストールされているパソコンの場所にプリンターやモニター等を設置し、それらや会計ソフトの操作マニュアルを設置するというものです。

実務上の対応としては、パソコンで会計ソフトを使用して帳簿書類を作成した上で保存されている場所にプリンターと各種操作マニュアルを設置することで優良な電子帳簿の要件を満たすことになります。

② スキャナ保存

スキャナ保存とは、取引先等から紙媒体で請求書等の税務関係書類を受け取った場合や自己が作成して取引相手に書類を交付する場合に、その書類自体を紙で出力して保存する代わりに一定の方法によりスマートフォンやスキャナで読み取った電子データを保存することです。スキャナ保存の対象となる書類の例は以下の通りです。

- ・ 取引相手から受け取った書類
 - ・ 自己が作成して取引相手に交付する書類の写し
- 例えば、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等が該当します。

スキャナ保存の開始には特別な手続きは必要ありませんが、書類の受領から入力までの期間、スキャナでの読み取りの解像度、タイムスタンプの付与、帳簿との相互関連性の確保等、スキャナ保存の要件は多岐に渡るため、事前の準備が必要です。また、書類の種類によって「重要書類」と「一般書類」に分けられ、それぞれ条件が一部異なることも注意が必要です。

	重要書類	一般書類
書類の区分	資金や物の流れに直結・連動する書類	資金や物の流れに直結・連動しない書類
	(例) 契約書、納品書、請求書、領収書 など	(例) 見積書、注文書、検収書 など

③ 電子取引

電子帳簿保存とスキャナ保存は令和6年1月1日時点では強制ではありませんが、電子取引データの保存は令和6年1月1日からの強制ですので準備をする必要があります。電子取引とは、請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合にはその電子データを一定の要件を満たした形で保存することです。法人個人問わず全ての事業者が該当するため、対応が必要になります。

以下の2点を説明します。

- (1) 電子データとは何を指すのか。
- (2) 保存方法はどのようにすべきか。

(1) 電子データとは、紙でやり取りしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データをいいます。事業者が紙保存している請求書等をメールや通販サイト上で受領した場合にはそれらを出力せずに電子データのまま保存することをいいます。電子メール等の電子取引ではなく紙で受領した請求書等は今まで通り紙保存が可能です。

(2) 保存方法で必要な要件は3つあります。
1つめは改ざん防止の措置を取ることです。例えば電子データにタイムスタンプを付与したり、授受の時点で履歴が残るシステムで請求書をやり取りする方法があります。最も簡便な方法は改ざん防止のための事務規程を定めて守ることです。また、この改ざん防止のための事務規程は国税庁のHPにサンプルが公表されているため、ひな形としてご活用いただくことができます。
2つめは日付・金額・取引先で検索できるようにすることです。この場合、ファイル名に上記を全て載せる方法以外にExcel等で上記を全て記載した索引簿を作成した上で連番を付し、ファイル名は連番のみにする方法等も可能です。
また、3つめとしてディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要もあります。

なお、令和5年度の税制改正において、システム対応が間に合わないといった相当の理由があると税務署長が認めた場合には、出力書面の保存と税務署からの求めに応じてデータで渡すことで、電子取引への対応が猶予されます。その他電子帳簿保存法には細かい要件が多く存在します。ご不明な点がございましたら弊社までご相談ください。

電子帳簿保存法の対応に関するご相談は / OAG税理士法人にお任せください!

電子帳簿保存法やインボイス制度など多種多様な税制改正への万全な対応はOAG税理士法人にお任せください! 常に最新の税制に基づいて、皆さまの最適な税務の実現と納税をサポートいたします。

【お問い合わせ先】
Tel. 03-3237-7530





OAGの新刊のご紹介。発売から1ヶ月余りで早くも重版が決定しました!! 今話題の本です。

発売から1ヶ月で
たちまち重版!



最後はみんな「おひとりさま」
「尊厳信託」という見地から、
高齢者リスクとその対策を丸ごとこの一冊に

あなたが独りで
倒れて困ること 30

- 発売日 2023.11.8
- 著者 太田垣 章子
- 発行 株式会社 ポプラ社
- 価格 1,760円 (税込)



詳細はコチラ

OAG司法書士法人 代表司法書士 太田垣章子の新刊『あなたが独りで倒れて困ること30』は、太田垣の20年以上にわたる司法書士としての高齢者サポートの経験から生まれた、老後の備えに焦点を当てた書籍です。

あなたは、自分が高齢者になった時をイメージできますか?

自分が意思決定できなくなる日のことを想像したことがありますか?

自分のパートナーが頼れなくなる時を想定していますか?

本書では現代社会の「1億総おひとりさま時代」において、今後誰しもが直面する様々な課題やリアルな状況に切り込み、読者に向けて備えるべきポイントを提案しています。

書籍の中では、高齢者の中には

現役時代の生活スタイルを維持し続け、家賃の高い住宅で滞納問題に直面するケースや、自宅での生活を望みながらもゴミ屋敷化してしまうケース、そして介護サービスの超過費用に苦しむケースなどリアルな老後の現状も取り上げられています。

また日本の高齢化が急速に進む中で、制度が未だに「家族が支え合う」時代のままであることを問題視し、現実の家族関係の希薄化と少子化の影響を強調しています。本書では介護離職からの貧困、介護疲れからくる問題、そして行政の変革が追いつかない現状も紹介しています。

これらのような切迫した現状はあるものの今はまだ善意ある人々がシャドーワークで高齢者を支えています。ただ今後の少子高齢化の時

代においては、将来的にはシャドーワークに頼り続けることはできないと指摘しています。

少子高齢化の日本で何が問題で、どのように備え、決断すべきかを読者に呼びかけ、対策のポイントを説明しています。

「いかに人生の最期を迎えるか」を考えることは生きることを考えることであり、結婚や子どもの有無に関わらず、個々が自立し、人生を楽しく生き抜く一助にしたいという想いで太田垣は本書を書きました。

本書がこれらの問題に備えるきっかけとなり、最後まで人生を謳歌する人が増える未来を創るために、『あなたが独りで倒れて困ること30』がきっと役に立つことは間違いありません。

安のカメラ紀行

みちのく紀行 ~津軽編~

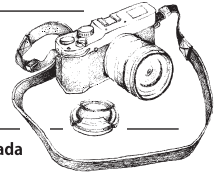


Photo by Yasuyoshi Wada

（株）経理秘書時代の同僚だった小林雅明さんとは、お互いにリタイヤした後も旅友としてお付き合いを頂いております。小林さんは現在、5月～11月は出身地で実家がある青森県の五所川原で晴耕雨読の生活をして、冬の期間は東京で過ごしています。その彼は驚くなかれ、青森～東京間を軽自動車でもしか



▲この軽自動車であらまでドライブ

一般道を走って行き来しています。その道中がどういうものなのか興味津々だったので、我儘（わがまま）を言って同乗させて貰うことにしました。昔で言えば奥州街道を北へ進むルートです。小林さんはいつもの街道を独りドライブで10数時間を宿泊することなく運転しているようですが、今回は仙台の北にある古川で宿を取りながらゆっくりと北上して、埼玉の南栗橋から五所川原まで走行距離726km、走行時間16時間の車旅をしました。交代で運転していたので疲れを感じることなく、親父2人が尽きることなく喋りながらの楽しいドライブでした。



▲弘前から望む岩木山

茨城県→栃木県→福島県→宮城県→岩手県を通過してようやく小林さんの故郷である津軽平野に到着しました。まずは弘前市に入ると頂きに雪が残る津軽富士と呼ばれる岩木山が待ち構えていましたが、途端に小林さんの饒舌が始まりました。津軽富士は見る場所で頂きの形が変わることや弘前は林檎農園や加工工場で日本最大の林檎の産地であること等々を熱く語ってくれました。折角ですから小林さんが学んだ五所川原高校やストープ列車で有名な津軽五所川原駅を案内して貰った後に実家へと向いました。正直に申し上げると凄いなと驚きました。春夏秋冬、毎日津軽富士や八甲田山系を望みながら4人兄弟の長男として高校時代まで過ごした小林さんが今もって、穏やかでだらかな人となりであることが、故郷の景色を前にして凄く納得した瞬間でもありました。



▲リンゴ畑と岩木山



安の今月の一句

「津軽富士 頂のかたち 七変化」

○AGグループの代表である太田さんとは国税局に就職して直ぐに同じ寮の同部屋で過ごし、独身時代の休日には白い革靴とスーツを着て六本木界隈を跋扈（ばっこ）した仲と噂で聞いていました。奇縁良縁と言うかその太田さんも富士山の麓である富士吉田で生まれ育ったということで、同じような自然豊かで裾野が広い山の麓で育った2人が国税局に同期の桜として入局し、太田さんが40歳手前で独立開業する中、小林さんは60歳まで国税局に奉公した後、（株）経理秘書に税務責任者として入って戴きました。そして僕にとっては大よそ10年程苦楽を共にして時には叱咤激励を、時には良き相談相手になって戴いた恩人でもあります。またOAGグループの中で太田さんを「太田」と呼び捨て出来るのは後にも先にも小林さんだけであり、第三者から見ると真に「阿吽」の呼吸の2人であり、羨ましい友人関係だと思っておりましたが、そのルーツは高校時代までが育まれた似たような故郷の佇まいであり風景であったことを再認識した旅でもありました。

五所川原の実家では、空き家となった実家を近くに住んで守ってくれている小林さんの妹さんに山菜や海鮮を振舞って戴き、津軽郷土料理を堪能することが出来ました。そう言えば太田さんも若かりし頃に五所川原を訪ねたようですが、小林さんの両親や姉妹が話す津軽弁は、ちんぷんかんぷんで全く分からなかったことを今でも憶えていると懐かしく語ってました。



▲実家を囲む防風林と畑



▲実家横を流れる岩木川の土手と岩木山



▲実家前から望む岩木山



▲妹さんが作った津軽の山・海の幸の手料理



▲執筆：和田 安義

新刊書籍

定年後も安心がずっと続くお金のつくり方
 ~知ってる人だけ得する年金新世代の新常識~

詳細はコチラ

<https://www.nihonbungeish.co.jp/book/b635608.html>



厚生年金や健康保険、雇用保険、介護保険などの手続きを会社にまかせたままではないですか?定年前後には知っておけば得する制度や手続きがあります。また、低金利かつ諸物価高騰の現在、退職金などの生涯資金を放置しては目減りするばかりです。本書では定年前後の得する制度・手続きを網羅し、金融商品への投資や貯蓄型保険、不動産への投資など時代に即した運用方法を提案しています。

OAG税理士法人の血海信之(1級ファイナンシャル・プランニング技能士)と、OAG社会保険労務士法人の三浦絵美(社会保険労務士)による当書を是非ご覧ください。



発売日 2023.12.22
発行 株式会社 日本文芸社
著者 血海 信之、三浦 絵美/監修
価格 1,320円(税込)

セミナーレポート

OAG税理士法人
 東京ウエスト



OAG税理士法人 東京ウエスト主催
「女性のためのらくらく相続®セミナー」を開催

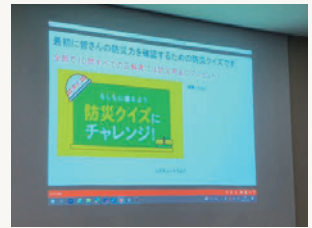
毎年ご好評をいただいております、「女性のためのらくらく相続®セミナー」が11/29、11/30は調布市文化会館たづくり、12/5は成城ホールで開催いたしました。「終活の初めの一步」「相続のきほん」などをテーマに多くの方にご参加いただき、改めて相続について皆様の関心の深さを実感したセミナーとなりました。



セミナーレポート

リリカラ株式会社様主催による
防災セミナーを開催

弊社本店(東京・市ヶ谷)にて、リリカラ(株)で防災・BCPカウンセラーをされている上田様にご登壇いただきました。「防災クイズ」では、これまで当たり前と思っていた事が実は誤りである事に気付かされたり、災害時の行動などを知る事ができました。オフィスの防災だけでなく自宅での防災にも役立つ内容で、大変貴重なセミナーとなりました。



OAGグループのセミナー、メディア掲載情報、
 新刊書籍などはこちらをご覧ください



<https://www.oag-group.co.jp/information/>



本店

〒102-0076
 東京都千代田区五番町6-2
 ホーマットホライゾンビル
 TEL:03-3237-7500(代)
 FAX:03-3237-7510



■発行人: グループ代表 太田孝昭
 ■企画: グループ経営管理本部 マーケティング・コミュニケーション室
 (里見晶、齋藤恭子、川島朋子、平坂直子、井上佳奈子、佐藤基哉)
 ■制作・印刷: 株式会社野毛印刷社

- 札幌
 〒060-0001
 北海道札幌市中央区北1条西8丁目2-39
 ISM札幌大通りビル4階
 TEL: 011-590-5174 FAX: 011-590-5175
- 仙台(サテライトオフィス)
 〒980-0811
 宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
 仙台トラストタワー 10階CROSSCOOP内
 TEL: 022-209-5339
- 埼玉
 〒350-1123
 埼玉県川越市脇田本町13-5
 川越第一生命ビルディング3階
 TEL: 049-265-8685 FAX: 049-265-8687
- 東京ウエスト
 〒182-0022
 東京都調布市国領町4-51-7
 ビエール・シークル2階
 TEL: 042-441-2191 FAX: 042-441-2192

- 富士吉田(計算センター)
 〒430-0016
 山梨県富士吉田市松山4丁目3-14
 アークフジ1階3号室
 TEL: 0555-73-8571
- 名古屋
 〒460-0003
 愛知県名古屋市中区錦2-13-30
 名古屋伏見ビル9階
 TEL: 052-746-9313 FAX: 052-746-9312
- 大阪
 〒564-0063
 大阪府吹田市江坂町1-13-33
 進和江坂ビル7階
 TEL: 06-6310-3102 FAX: 06-6310-3103
- 福岡
 〒810-0042
 福岡県福岡市中央区赤坂1-14-22
 センチュリー赤坂門ビル6階
 TEL: 092-717-6650 FAX: 092-717-6651



OAGグループ
 コーポレートサイト



メルマガ



YouTube



OAGグループ
 X (旧Twitter)



アセットキャンパスOAG
 X (旧Twitter)



【お願い】ご住所などお客様情報をご変更された場合はお手数ですが、弊社担当者にご連絡をいただければ幸いです。情報更新の上、発送させていただきます。